

熊建労 震災ニュース

2026 年（令和 8 年）熊本地震 特別号

2026 年 8 月 13 日(木) 第 4 号
発行 中本稔教宣部長
TEL096-234-8805

被災した仲間のもとへ

―断水の仲間から飲料水や食料品を届け「困りごと」を直接聞き取る―

8月11日（火）、八代支部と道の駅竜北の2か所を拠点に、39人のボランティアが氷川町や八代市など被害の大きかった地域の組合員を訪問しました。

全国の仲間から届けられた飲料水などの支援物



資を車に積み込み、グループに分かれて出発。阪神土建からも早朝からボランティアに参加していたきました。

しかし、被災地ではあちこちで道路が通行止めとなり、幹線道路も県外ナンバーの災害支援車両

水は出て

まだ飲めない

電気の復旧にともない車中泊からようやく自宅へ戻った仲間もいます。

しかし、氷川町や旧鏡町では断水している世帯も多く、水道が復旧したところでも、「水は出るようになったが、まだ飲料水にはできない」という声が聞かれました。



飲料水や生活用水の確保が難しい状況は続いており、持参した水を手渡すと大変喜ばれました。

そんななか、自らも被災しているにもかかわらず、地域の復旧・復興のため仕事に出ている建設職人の仲間もいます。



「届ける支援」から「よりそう支援」へ

「助かって良かった」
倒壊した家から救助

訪問した組合員の家族から、地震発生時の切迫した状況も聞きました。実家が全壊し、1階にいた父親の上に2階部分が崩れ落ち、一時は建物に挟まれました。その後、

無事に救助され、骨折して入院しているとのこと。

家族は、「入院しているけど、助かって良かった」と話してくれました。また、地震直後には近所の人たちで炊き出しを行うなど、地域で協力して困難を乗り越えてきた話も聞かれました。

「調査がいつなのか」
生活再建への新たな不安

時間の経過とともに、被災した仲間の「困りごと」も変わり始めています。家の中を片付けても、壊れた家電などの災害ごみを処分するには長い待ち時間が必要で「持っていくきたいけど、待ち時間を考えると…もう少し後になるかな」という声も。

さらに、自宅の一部が壊れた仲間からは、「全戸調査の氷川町では罹災証明の申請は必要ないが、いつ我が家に回ってくるかわからず、先の計画も立てられない」と、生活再建への不安も聞かれました。

発災直後に必要だった水や食料などの支援に加え、これからは住宅の修繕、災害ごみ、生活再建など、一人ひとりによりそ

った対応が求められます。いきすぎた「自己責任論」の押し付けで、助けてと言えない空気の中電話では分からないこともあります。だからこそ、仲間のところへ直接行く。顔を見て話を聞く。そして、必要な支援につなげる。

熊建労は全国の仲間の力も借りながら、被災した仲間に関わり添った支援を続けていきます。





「水が一番助かる」 仲間を訪ねて 33 軒

8月11日朝、八代支部事務所南部3支部から12人が集まり、組合員訪問をしました。

4組に分かれ、千丁町を中心に33軒を訪問。道路がふさがり、たどり着けない家もありました。訪問先では玄関先に多くの水タンクが並んでいましたが、中身は空のものも多く、「水が一番助かる」と喜ばれました。

祝日でも組合員の多くは仕事に出ており、家族から話を聞きました。「うちは大丈夫」と話しながら、帰り際に涙を浮かべる家族も。「父ちゃんが組合員で本当に助かった」との言葉もあり、被災生活の不安と、それを支える仲間のつながりを感じる訪問となりました。

参加者からは「映像で見るのと実際に見るのでは違う」「球磨川水害のときに助けてもらった。少しでも力になりたいかつ

た」「やっぱり人とのつながり」「仲間意識」との感想が出されました。

被災地では、今も水の確保が大きな課題です。まず目の前の暮らしを支える、実情に合わせた支援が引き続き必要です。

「いてもたっても

いられない」

水害の経験を支援へ

8月5日(水)に人吉球磨支部から竹下利広支部委員長と上村富士夫支部

書記長の2人で八代支部へ支援物資を持っていき「令和2年の豪雨水害の時の苦しさを考えるといてもたってもいられない！」と支部常任執行委員会が必要なものを八代支部、宇城支部にも話を聞き急いで準備し、翌日持っていました。

搬入している最中も八代支部に生活用水を汲みに来られる仲間の家族を目にし、「早めに持って来てよかった！水を入れるタンクも支援物資も必要な

「もう大丈夫だから」仲間から水の支援

8月11日、八代支部事務所裏にある店舗へ工事に来ていた、西部支部の林さん(設備)から、500mlの水4ケースを寄付していただきました。

ちょうどその時、支部

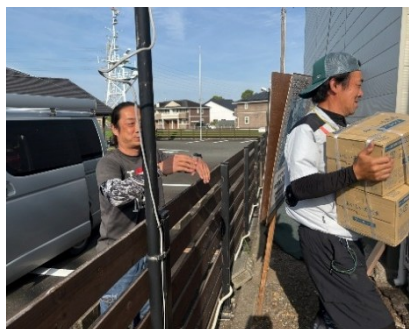
では配布する水が不足気味になっていたため、いただいた水はすぐに支援物資として配布にまわしました。

林さんのところにも支援物資として送られてきた水でしたが、「自分のと

ものを持って帰ってくださいね」と声をかけていました。



県内の仲間同士でも「必要なところへ」と支援が広がっています。



被災された 仲間のみなさんへ

利用できる支援制度が
あります

災害救助法適用地域

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市
宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市

美里町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町
益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町

西原村

公式LINEでも
情報発信しています



1、医療費の窓口負担（2～3割負担）の免除

■ 対象者

- ① 2026（R8）年熊本地震による災害救助法の適用市町村に住所がある、被災した人
- ② 熊本地震により、下のア～エにあたる申し出をした人

- ア、主たる生計維持者が業務を廃止、休止したとき
- イ、主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- ウ、住家が全壊や半壊の被害を受けたとき
- エ、主たる生計維持者が死亡、重病、行方不明のとき

■ 対象となる医療費

病院代・薬代の窓口負担（2割～3割）が免除されます。

11月末までは病院等の窓口で口頭で申し出。免除証明書など窓口で見せる書類はありません。

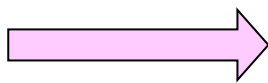
■ すでに支払った医療費がある場合

- ・地震後に支払った窓口負担も病院・薬局に申し出て返金される場合があります。
- ・病院で返金されない時は、中建国保に領収書を添えて申請。郵貯口座へ返金します。

2、色々な手続きのながれ

り災証明をとる

借家・アパートも取れます



熊建労で
手続き

- (1) 熊建労へ見舞金申請をする
- (2) 組合費の免除申請
- (3) 国保料の免除申請
(中建国保は り災証明の写し)



◎ 本人は手数料免除
住民票をとる

市町村で
手続き

- (4) 年金や介護の免除申請
- (5) 住民税や固定資産税の減免
- (6) 災害弔慰金・災害見舞金の申請
- (7) 被災住宅の応急修理の申込み
- (8) 被災者生活再建支援制度の申請
- (9) 被災住宅解体・撤去の費用補助

YouTube
熊建労チャンネル
でも情報配信中

